

市立名寄図書館資料選定基準

平成 30 年 4 月 1 日 教育長決定
平成 31 年 1 月 16 日 改正
令和 4 年 5 月 10 日 改正
令和 6 年 4 月 1 日 改正

この基準は、「市立名寄図書館収集方針」に基づき、魅力ある蔵書構成を行うために必要な図書館資料の選択に関する具体的事項を定めるものである。

1 図書

(1) 一般図書

- ア 中学生以上を対象とし、各分野の基礎的なものから専門的なものまで幅広く収集する。特に専門的なものに留意する。
- イ 漫画は社会的評価の定まった作品や実績のある作家の作品、かつ刊行がすでに終了しているものを収集する。
- ウ 文庫本は文庫以外では出版されていないものは購入する。ただし、寄贈本は除く。

(2) 参考図書

- ア 日常の調査・研究に必要な参考図書は、内容や形態に優れたものを収集し、努めて新しい情報資料の収集を図る。
- イ 道路地図はデータ更新の早い道内出版社のものを中心に、最新資料の収集に留意する。

(3) 児童図書

- ア 乳幼児及び児童を対象に、子どもの読書活動を支援できるよう各分野から幅広く収集する。
- イ 文学や絵本は、適切な資料と出合えるよう各種の受賞作品や評価の定まったものを収集するよう努める。
- ウ 市内小学校との連携事業として、学校専用図書に必要な資料を収集する。

(4) 地域資料

名寄市及び北海道に関係する事物や人物・団体を扱った図書及び行政資料を郷土資料とし、各分野において幅広く資料を収集するよう努める。

ア 北海道に関する資料

(ア) 北海道を主題とする資料

(イ) 北海道に関係の深い人物や団体等を主題とする資料

(ウ) アイヌに関する資料

イ 名寄市に関する資料

- (ア) 名寄市を主題とする資料
- (イ) 名寄市に関係の深い人物や団体等を主題とする資料
- (ウ) 名寄市出身者が著者が必要な資料

2 逐次刊行物

- (1) 新聞は国内発行の主要な全国紙及び地方紙、地域紙を収集する。専門紙は必要に応じて収集する。
- (2) 雑誌は道内他館の収集状況を考慮し、教養誌、娯楽誌で継続性のあるものを中心に各分野から幅広く収集する。ただし、逐次番号を持たない増刊・別冊は収集しない。
- (3) 漫画誌・コミック誌は収集しない。

3 マイクロ資料

マイクロ資料は名寄新聞を計画的にフィルム化し、永年保存に耐える資料とする。

4 高齢者及び障がい者サービス資料

大活字本、点字図書、LLブック等は必要に応じて収集する。

5 収集対象外資料

- (1) 学習参考書、試験問題集、各種教材
- (2) 現行の教科書、教師用指導書
- (3) ゲーム等の攻略本
- (4) 好事家が趣味とする高価なもの
- (5) 新興宗教の個々の布教書
- (6) 北海道青少年健全育成条例第16条及び第17条に該当するもの
- (7) 評価の定まっていないタレント本
- (8) 加除式資料
- (9) 映像資料・録音資料

6 資料選定の参考資料

- (1) 図書館流通センターの『新刊全点案内』
- (2) 日本書籍出版協会の『これから出る本』
- (3) 出版社の発行するパンフレット
- (4) 新聞や雑誌の書評や広告
- (5) 出版社や取次による見計らい

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。